

昭和二十二年労働省令第十二号

職業安定法施行規則

(職業安定組織の定義)
この命令で「職業安定組織」とは、厚生労働省職業安定局(以下「職業安定局」という)、都道府県労働局、公共職業安定所等すべての職業安定機関の組織をいう。

(法第二条に関する事項)

公共職業安定所は、できるだけ多くの職業について求人開拓に努めると共に、求職者に対する対応では、できるだけ多くの適当な求職者がない場合においては、その選択するいかなる職業についての情報を提供し他に、より適当な求職者がない場合においては、その選択するいかなる職業についても紹介するよう努めなければならない。

(法第三条に関する事項)

公共職業安定所は、すべての利用者に対し、その申込の受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱をしてはならない。

職業安定組織は、すべての求職者に対して、その能力に応じた就職の機会を多からしめると共に、雇用主に対しては、絶えず緊密な連絡を保ち、労働者の雇用条件は、専ら作業の遂行を基礎としてこれを定めるよう、指導しなければならない。

3 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号。以下法という。)第三条の規定は、労働協約に別段の定ある場合を除いて、雇用主が労働者を選択する自由を妨げず、又公共職業安定所が求職者をその能力に応じて紹介することを妨げない。

(法第四条に関する事項)

法第四条第六項第一号の厚生労働省令で定める者は、同項の規定による募集情報等提供の事業を行う者、同条第九項に規定する特定地方公共団体又は同条第十二項に規定する労働者供給事業者とする。

2 労働者を提供しこれを他人の指揮命令を受けた労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等にに関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行う者を除く。)は、たとえ

その契約の形式が請負契約であつても、次の各号の全てに該当する場合を除き、法第四条第八項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。

一 作業の完成について事業主としての財政上一のであること。

二 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

三 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定された全ての義務を負うものであること。

四 自ら提供する機械、設備、器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

五 前項の各号の全てに該当する場合(労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行ふ場合を除く。)であつても、それが法第四十四条の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の眞の目的が労働力の供給にあるときは、法第四条第八項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免れることができない。

六 第二項の労働者を提供する者とは、それが使用者、個人、団体、法人又はその他のいかななる名称形式であるとを問わない。

七 第二項の労働者の提供を受けてこれを自らの指揮命令の下に労働させる者とは、個人、団体、法人、政府機関又はその他いかななる名称形式であるとを問わない。

八 第二項の労働者を提供する者とは、それが使用者又は派遣労働者として雇用しようとする旨を明示した。

九 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

十 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいづれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

十一 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

十二 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨を明示した。

十三 厚生労働省令で定める方法によつて明示されるべき業務の内容等を削除する場合

十四 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

十五 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等を削除する場合

十六 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

十七 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等を追加する場合

十八 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

十九 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等を削除する場合

二十 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第二号の三に掲げる事項にあつては期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。)に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給の場合に限り、第八号に掲げる事項にあつては労働者を派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する有期労働契約をいう。以下同じ。)として雇用しようとする場合に限るものとする。

二十一 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項(従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。)が希望した場合における当該方法

つて構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体(団体に準ずる組織を含む。)であつて、次のいずれかに該当するものイ 一の都道府県の区域内において組織され定局長(以下「職業安定局長」という。)が定める基準に該当するもの。

(法第五条の三に関する事項)

地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者(以下この項目において「紹介求職者等」という。)に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を特定する場合

二 紹介求職者等に對して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三 従事すべき業務の内容等を追加する場合

四 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等を削除する場合

二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等を追加する場合

三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等を削除する場合

四 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第二号の三に掲げる事項にあつては期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。)に規定する職員団体、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二第一項に規定する職員団体の組合

二 前号に掲げる団体又は労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第二条及び第五条の規定に該当する労働組合が主体とな

二の二 試みの使用期間に関する事項

二の三 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間(労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

三 就業の場所に関する事項(就業の場所の変更の範囲を含む。)

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日にに関する事項

五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二百三十三号)第八条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項

六 健康保険法(大正十一年法律第七十七号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和二十一年法律第二百五十五号)による厚生年金、労働災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による雇用保険の適用に関する事項

七 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

八 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨を明示した。

九 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

十 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいづれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

十一 書面の交付の方法

一二 次のいづれかの方法によつて書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。)が希望した場合における当該方法

一二 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項(従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。)が希望した場合における当該方法

一二 ファクシミリを利用してする送信の方法

一二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる

電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。それぞれ当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

6 前項第三項までの規定による明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならぬ。

7 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、求職者、募集に応じて労働者となるうとする者又は供給される労働者に対する法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日（当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

8 求人は、公共職業安定所から求職者の紹介を受けたときは、当該公共職業安定所に、その者を採用したかどうか及び採用しないときはその理由を、速やかに、通知するものとする。（法第五条の四に関する事項）

第四条の三 法第五条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用するして送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とす

る情報は、次のとおりとする。

一 自ら又は労働者の募集を行う者に関する情報

二 法に基づく業務の実績に関する情報

三 法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該情報の提供を依頼した者は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三 次のいかからへまでに掲げる区分に応じ、当該イからへまでに定める措置

イ 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者 次に掲げるいずれかの措置

(1) 求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

(2) 求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

ロ 法第四条第六項第一号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行ふ者 次に掲げるいずれかの措置

(1) 労働者の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該労働者の募集が終了したとき又は当該労働者の募集の内容が変更されたときは、速やかにその旨を当該募集情報等提供事業を行う者に通知するよう依頼すること。

(2) 労働者の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

ハ 法第四条第六項第三号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行ふ者 次に掲げるいずれかの措置

(1) 労働者になろうとする者に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該情報の正確かつ最新の内容に保つよう依頼すること。

(2) 劳働者になろうとする者又は最新でないこの情報を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

二 法第四条第六項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 求人が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号。以下この項において「令」という。）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）に行方不明の日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて同一違反行為）とし、該当する行為が確認された場合）

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて同一違反行為）とし、該当する行為が確認された場合）

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三十三条第一項（同法第二百十一条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第一百四十六条の規定による送付又は同法第一百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。

（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所においてこれを受理するものとする。

二 前項の公共職業安定所に申し込むことが、求人者にとって不便である場合には、求人の申込みは、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所であつて求人者に最も便利なものに対してもうことができる。

三 法第五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 求人が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号。以下この項において「令」という。）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）に行方不明の日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて同一違反行為）とし、該当する行為が確認された場合）

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて同一違反行為）とし、該当する行為が確認された場合）

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三十三条第一項（同法第二百十一条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第一百四十六条の規定による送付又は同法第一百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。

(1) 当該送致等の日前に当該違反行為的是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、

て、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（以下この口において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

当該送致等の日前に当該違反行為的是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。）であつて、求人の申込みの時ににおいて、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

当該送致等の日前に当該違反行為的是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、求人の申込みの時ににおいて同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていいない場合であつて、求人の申込みの時ににおいて同一違反行為をしたことがある場合を除き等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われた日から起算して過去一年以内において同一違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていいない場合であつて、求人の申込みの時ににおいて同一違反行為をしたことがある場合を除き等の日から起算して一年を経過していないことその他の当該同一違反行為が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下この口において「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人の申込みの時ににおいて、当該同一違反行為の是正が行われていないとおそれがあること。

求人が令第一条第五号に掲げる法律の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下この口において「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人の申込みの時ににおいて、当該同一違反行為の是正が行われていないとおそれがあること。

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の当該同一違反行為が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の他特別の必要があるときは、臨時に公共職業安定所を設置すること。

五 日雇労働者のため、必要に応じ常設又は臨時の公共職業安定所を設置すること。

六 季節労働者のため、その他特別の必要があるときは、出張所を設置すること。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること。

く、他の地域又は国全体との関連を十分考慮することを必要とすること。

二の二 求人が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この口において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかった場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかったこと。

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかったことその他の当該同一違反行為が行われた日から起算して六月を経過していなかったことその他の他特別の必要があるときは、臨時に公共職業安定所を設置すること。

五 日雇労働者のため、必要に応じ常設又は臨時の公共職業安定所を設置すること。

六 季節労働者のため、その他特別の必要があるときは、出張所を設置すること。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること。

く、他の地域又は国全体との関連を十分考慮することを必要とすること。

二の二 求人が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この口において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第八百三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないとおそれがあること。

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないとおそれがあることその他の当該同一違反行為が行われた日から起算して六月を経過していなかったことその他の他特別の必要があるときは、臨時に公共職業安定所を設置すること。

五 日雇労働者のため、必要に応じ常設又は臨時の公共職業安定所を設置すること。

六 季節労働者のため、その他特別の必要があるときは、出張所を設置すること。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること。

く、他の地域又は国全体との関連を十分考慮することを必要とすること。

二の二 求人が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この口において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかった場合

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかったこと。

イ 求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していなかったことその他の当該同一違反行為が行われた日から起算して六月を経過していなかったことその他の他特別の必要があるときは、臨時に公共職業安定所を設置すること。

五 日雇労働者のため、必要に応じ常設又は臨時の公共職業安定所を設置すること。

六 季節労働者のため、その他特別の必要があるときは、出張所を設置すること。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること。

く、他の地域又は国全体との関連を十分考慮することを必要とすること。

(法第十五条に関する事項)
第十二条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、特定地方公共団体及び各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者と共にして広く使用できるようこれを作成するものとする。

(法第十七条に関する事項)

第十二条 公共職業安定所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、求職者を、その希望に応じ、通常通勤することができない地域の求人者に紹介するよう努めなければならない。

一、その求職者に対しては最もよい就職の機会を与えるものであること。

二、その地域で適当な求職者が得ることができない求職者に対しては、最もよい求職者を雇用し得る機会を与えるものであること。

三、公共職業安定所は、その通常通勤することができる地域において適当な労働者が得られる場合においては、求職者に対してその労働者を雇い入れるよう指導しなければならない。

四、公共職業安定所は、求職者が前項の指導に応じないで、その通常通勤することができない地域においては、求職者に対してその労働者を雇い入れるよう指導しなければならない限り、これに対し援助を行わないものとする。

五、公共職業安定所が、その通常通勤することができない地域から労働者を雇い入れようとする反対しないこと及びその通常通勤することができない地域における一般的水準より低くないこと

六、求職者を援助しようとする場合は、求職者の事業所における賃金その他の労働条件が法令に違反しないこと及びその通常通勤することができない地域における一般的水準より低くないこと

七、公共職業安定所は、必要があると認めるときは、その紹介により就職する者に対し、就業に至るまでの間移転その他に關し必要な助言援助を與えなければならない。

(法第十八条に関する事項)

第十三条 公共職業安定所の行う求人又は求職の開拓は、職種別、年齢別及び地域別の労働力需要等の状況に応じ、計画的に行わなければならぬ。

(法第十八条の二に関する事項)

第十三条の二 法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事

業の業務に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。

(法第二十条に関する事項)

第十四条 都道府県労働局長は、常時地方労働委員会と緊密な連絡を保ち、次の各号の一に該当する場合には、地方労働委員会に対し関係公共職業安定所へその旨を通報するよう、求めなければならぬ。

一、同盟罷業又は作業所閉鎖の事態が、発生したとき又は解決したとき。

二、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞れが多くの且つその事業所に求職者を紹介することによつて正当な解決が妨げられるような労働争議が発生したとき又は解決したとき。

三、労働争議が発生したとき又は解決したときは、その旨を關係公共職業安定所に届け出でなければならない。

四、労働争議の行われている事業所に求職者を紹介する場合の手続は、職業安定局長が別にこれを定める。

(法第二十二条に関する事項)

第十五条 職業安定局長は、公共職業安定所が行う職業紹介について、その手続及び様式を定め

(法第二十二条に関する事項)

職業のあつ旋及び就職後の指導を一連の過程として、これを実施するものとする。

九、特に身体又は精神に障害のある者について

の職業指導は、特別な奉仕と紹介技術とをもつて、その者が関心を有し、且つ身体的及び精神的能力並びに技能にふさわしい職業に就くことができるよう助言、援助をしなければならない。

二、公共職業安定所は、職業指導を受ける者が意に閲覧できるよう、必要な参考資料を整備しなければならない。但し、就職後の指導を行うに当り、労働条件に関する問題がある場合には、関係労働基準監督署に、適当な措置を講ずるよう求めなければならない。

三、公共職業安定所は、職業指導を受けて就職した者に対し、必要に応じ、就職後の指導を行はず、その職業に対する適応を容易にさせなければならぬ。但し、就職後の指導を行うに当り、労働条件に関する問題がある場合には、関係労働基準監督署に、速やかにこれを連絡しなければならない。

四、業務分担学校長は、あつ旋することが困難である求人及び求職は、職業安定局長の定める手続及び様式によって、業務の一部を分担させた公共職業安定所に、速やかにこれを連絡しなければならない。

五、公共職業安定所は、前項の求人又は求職の連絡を受けたときは、速に必要な求人開拓又は求職開拓を行つて、そのあつ旋に努めなければならない。

六、業務分担学校長は、法第二十七条第三項の規定により求人又は求職の申込みを受理しないときは、その申込みをなした求人者又は求職者に對して、申込みを受理しない理由を説明し、かつ、求人者に対しては、公共職業安定所に求人申込みを行うよう、指導しなければならない。

七、業務分担学校長は、公共職業安定所から提供された求人票、求職票その他法及びこの命令に基づいて定められた基準に従い作成された必要

八、公務員に委託することができる。

九、公務員に委託することができる。

十、公務員に委託することができる。

十一、公務員に委託することができる。

十二、公務員に委託することができる。

十三、公務員に委託することができる。

二、公共職業安定所は、法第二十七条第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長(以下「業務分担学校長」という)に、公共職業安定所において受理した求人のうち、その学校において取り扱うのが適当であると認められるものを連絡しなければならない。

三、業務分担学校長は、その受理した求人を、業務の一部を分担させた公共職業安定所に速やかに連絡しなければならない。

四、業務分担学校長は、あつ旋するところが困難である求人及び求職は、職業分担学校長の定める手続及び様式によって、業務の一部を分担させた公共職業安定所に、速やかにこれを連絡しなければならない。

五、業務分担学校長は、法第二十七条第三項の規定により求人又は求職の申込みを受理しないときは、その申込みをなした求人者又は求職者に對して、申込みを受理しない理由を説明し、かつ、求人者に対しては、公共職業安定所に求人申込みを行うよう、指導しなければならない。

六、業務分担学校長は、公務員に委託することができる。

七、公務員に委託することができる。

八、公務員に委託することができる。

九、公務員に委託することができる。

十、公務員に委託することができる。

十一、公務員に委託することができる。

十二、公務員に委託することができる。

十三、公務員に委託することができる。

十四、公務員に委託することができる。

前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書(様式第三号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。

厚生労働大臣は、法第三十二条の三第四項の規定により、有料職業紹介事業者にならうとする者は又は有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書(様式第四号)により通知するものとする。

第四項及び別表に規定する第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法その他該手数料に関し必要な事項については、職業安定局長の定めるところによる。

(法第三十二条の四に関する事項)

第二十一条 法第三十二条の四第一項の許可証は、有料職業紹介事業許可証(様式第五号。以下「有料許可証」という。)のとおりとする。

法第三十二条の四第三項の規定により有料許可証の再交付を受けようとする者は、有料職業紹介事業許可証再交付申請書(様式第六号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第三十二条の四第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、当該手数料に充てるべき手数料の管理の方法その他該手数料に関し必要な事項については、職業安定局長の定めるところによる。

(法第三十二条の四に関する事項)

第二十一条 法第三十二条の四第一項の許可証は、有料職業紹介事業許可証(様式第五号。以下「有料許可証」という。)のとおりとする。

法第三十二条の四第三項の規定により有料許可証の再交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、第一号又は第二号の場合にあつては有料の職業紹介事業を行なうすべての事業所に係る有料許可証、第三号の場合にあつては発見し又は回復した有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 許可が取り消されたとき。

二 許可の有効期間が満了したとき。

三 有料許可証の再交付を受けた場合において、亡失した有料許可証を発見し、又は回復したとき。

四 有料許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める日より算して十日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二条 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者

は、当該許可の有効期間が満了する日の三月前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第三十二条の六第四項の厚生労働省令で定める額は、一万八千円に有料の職業紹介事業を行なう事業所の数を乗じて得た額とする。

法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、第十八条第二項に掲げる事項とする。

法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第十九条第二項に掲げる事項とする。

法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取扱う事業所の数を乗じて得た額とする。

法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のようにする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌ(受講説明書及び医師の診断書に係る部分)に限る。次号において同じ。に掲げる書類(同号イ、ロ及びホに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。)

二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ト及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類(同号ハに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)

三 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ト及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類(同号ハに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)

四 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ト及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類(同号ハに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)

五 派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類のうち當該変更事項に係るもの添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

六 派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち當該変更事項に係るもの添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

七 法第三十二条の七第三項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

(法第三十二条の八に関する事項)

一 申請者が個人である場合 第十八条第三項第一号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

三 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及び二からトまでに掲げる書類

四 法第三十二条の七第一項の規定による許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書には、第十八条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書)

法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する有料許可証と引き換えに新たな有料許可証を交付することにより行うものとする。

法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取扱う事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講説明書を、個人にあつては同項第二号ニの書類のうち履歴書及び受講説明書を添付することを要しない。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取扱う事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講説明書を、個人にあつては同項第二号ニの書類のうち履歴書及び受講説明書を添付することを要しない。

法第三十二条の七第一項の規定による届出を次機関を利用しなかつた場合における当該取扱いの名称、住所及び事業内容とする。

法第三十二条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、法第三十条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日(第四項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合には、三十日)以内に、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書(様式第六号)を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

申請者が法人である場合にあつては、この限りでない。

一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

三 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及び二からトまでに掲げる書類

四 法第三十二条の七第一項の規定による許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書には、第十八条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書)

つては、当該廃止した事業所に係る有料許可証)を添付しなければならない。

法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行なう事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講説明書を、個人にあつては同項第二号ニの書類のうち履歴書及び受講説明書を添付することを要しない。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十四条 法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、有料の職業紹介事業を行なう全ての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第三十二条の八に関する事項)

第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる同条第二号に規定する港湾運送業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務は、港湾労働法第二条第四項に規定するもの（第三号において「特定港湾」という。）において他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第二条第一号及び第二号に掲げる行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（水島港については千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくはしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るもの）を営む者（以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うもくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附屬する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附屬する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下この号

において「車両等」という。）により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場から搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

（法第三十二条の十二に関する事項）

第二十四条の四 法第三十二条の十二第一項の規定による届出をしようとする者は、有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の届出書の内容に基づき、有料許可証を書き換えるものとし、当該届出をした者が現に有する取扱職種の範囲等を定め又は変更した事業所に係る有料許可証と引換えに当該書換え後の有料許可証を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、法第三十二条の十二第三項の規定により、有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令しようとするときは、取扱職種範囲等変更命令通知書（様式第六号）の規定により通知するものとする。

（法第三十二条の十三に関する事項）

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 求人の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

二 返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻すことと同じ。）に関する事項

（法第三十二条の十四に関する事項）

二 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。

二 精神的機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者の方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができる場合において、当該事項をあらかじめ

これらの方針により明示したときは、この限りでない。

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

（法第三十二条の十四に関する事項）

2 法第三十二条の十六第一項の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書（様式第八号）のとおりとする。

3 有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第4月一日から翌年三月三十一日までの間は下この項及び次項において同じ。の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。

4 有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この号において「無期雇用就職者」という。）の数

一 当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」といいう。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この号において「無期雇用就職者」という。）の数

二 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数

三 無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数

4 手数料に関する事項

五 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報を

これらの方法以外の方法により明示したときは、職業安定局長の定めるところによる。

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、この条の定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の十六第一項の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書（様式第八号）のとおりとする。

3 有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第4月一日から翌年三月三十一日までの間は下この項及び次項において同じ。の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。

4 有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この号において「無期雇用就職者」という。）の数

一 当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」といいう。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この号において「無期雇用就職者」という。）の数

二 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数

三 無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数

4 手数料に関する事項

五 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報を

学校において職業能力開発促進法第十五条の七第三項の規定により公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなされる教育訓練を受けている者及び修了した者

項にあつてはその時点における情報を、それぞれ「提供しなければ」、提供するよう努めなければ」とあるのは、「それぞれ提供するよう努めなければ」と、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するよう努めなければ」と、同条第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは、「第三十三条の二第十七項において準用する法第三十二条の十六第三項」と、「行わなければ」とあるのは、「行うべく努めなければ」と読み替えるものとする。

項	第 八 条 二	第 十 法 第 三 十 条 第 五 号	第 十 法 第 三 十 条 第 一 項	項	第 八 条 一	第 十 法 第 三 十 条 第 一 項
他に事業を行つて求人者となる当該法人	有料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)	特別の法人無料職業紹介事業届出書(様式第一号の二)	第三十三条の三第二項において準用する法律第三十条第一項第五号	書	第三十条第二項の届出書	法第三十三条の三第二項において準用する法律第三十条第二項の届出書

業変更届出書（様式第六号）を、當該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）

第一項第二条の第一項第一款から第三項まで(同様に)
第一項第二条の規定を除く)、第二十四条の七
及び第二十四条の八第三項(第四号及び第五号
の規定を除く)から第五項までの規定は、法
第三十三条の二第一項の規定により同項各号の
施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の
職業紹介事業を行う施設の長について準用す
る。この場合において、第二十四条の五第一項
中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三
条の二第七項において準用する法第三十二条の
十三」と、同項第一号中「求人者の情報及び求
職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情
報」と、同条第二項中「第三十二条の十三」と
あるのは「第三十三条の二第七項において準用
する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」
とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の
七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは
「第三十三条の二第七項において準用する法第
三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手
数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」
と、第二十四条の八第三項中「職業安定局長の
定めるところによりインターネットを利用してし
て」とあるのは「人材開発統括官の定めるこ
ろにより」と、「第四号及び第五号に掲げる事

四 工商工会議所法（昭和二十八年法律第四百四十三号）の規定により設立された工商会議所

五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の規定により設立された商工組合

六 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の規定により設立された商工会

七 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の規定により設立された森林組合

八 その他前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

九 第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条の十二第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 定款若しくは寄附行為又は法人の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
第三十二条の十三第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	第三十条第二項第四号の規定による許可若しくは、この項及び次条において単に「事業所ごと」という。の所在事業所（以下「募集事業所」という。）の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第三十七条第一項第六号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないもの別に行わなければならない。
第三十二条の十四第三項	法第三十二条の十第一項の規定による許可を受けた者	法第三十六条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による認可の申請又は同条第三項の規定による届出の手続及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。
第三十二条の十五第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	法第三十六条第一項の規定による届出をして労働者を募集する者は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了日の属する月の翌月末日まで）に法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項の規定による届出をした都道府県労働局長に提出しなければならない。
第三十二条の十六第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	（法第三十六条に関する事項） 第二十九条 削除 (法第三十七条规定による事項) 第三十条 法第三十七条第一項の規定により公共職業安定所長が行う募集の制限は、書面で行うものとする。
第三十二条の十七第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	2 募集の制限又は指示は、通常、国家的に緊要な政策の遂行を容易ならしめるため又は募集地域若しくは就業地域における一般的な労働基準を不當に害するような募集を防止するために、これを行うものとする。 3 募集の指示は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が文書による理由を付して行うものとする。 4 前三項に定めるもののほか、募集の制限（公共職業安定所長が行なうものに限る。）及び指示に關する方針及び手続は、職業安定局長が定めるものとする。
第三十二条の十八第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	（法第四十二条の二に関する事項） 第三十条の二 削除 第三十条の三 削除 第三十条の四 削除 （法第四十二条の二において準用する法）
第三十二条の十九第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法	（法第三十六条に関する事項） 第二十六条 法第三十三条の六に関する事項 （法第三十三条の六の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。） 第二十七条 削除

一 自ら労働者の募集を行ふ者
 二 その被用者をして労働者の募集に従事せらる者であつて、当該被用者が労働組合法第二条第一号の役員、監督的地位にある労働者又は使用者の利益を代表する者に該当するもの（法第四十三条に関する事項）
第三十一条 法第三十六条第一項の許可を受けた、又は同条第三項の届出をして労働者の募集を行う者は、応募者が次の各号の一に該当する事由により帰郷する場合においては、当該応募者に対し、帰郷に要する費用の支給その他必要な措置を講じなければならない。

一 雇用契約の内容が募集条件と相違したとき
 二 許可を受けて、又は届出をして労働者の募集を行う者の都合により応募者を採用しないとき
 （法第四十三条の二に関する事項）

第三十二条の二 法第四十三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、特定募集情報等提供事業届出書（様式第八号の三）に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 届出をしようとする者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
 二 届出をしようとする者が個人である場合にあつては、当該個人の住民票の写し
 三 職業紹介事業者又は派遣元事業主にあつては、許可番号又は届出受理番号

3 法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による許可を受けた者、法第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をした者又は派遣元事業主が法第四十三条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、法人があつては第一項第一号に掲げる書類を、個人があつては同項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

4 特定募集情報等提供事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、特定募集情報等提供事業変更届出書（様式第八号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 法第四十三条の二に関する事項
 6 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項及び前二項に定める様式を提出する場合には、当該様式における氏名又は名称の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該氏名又は名称を電磁的記録（同法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）に記録することももつて代えることができる。

（法第四十三条の五に関する事項）
第三十二条の三 特定募集情報等提供事業者は、毎年八月三十一日までに、事業概況報告書（様式第八号の六）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前条第六項の規定は、前項の規定による事業概況報告書の提出について準用する。
 （法第四十三条の六に関する事項）
第三十二条の四 法第四十三条の六の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

1 法第五条の五第二項の規定に基づき労働者にならうとする者の個人情報を適正に管理するためには、次とのおりとする。

一 法第五条の五第二項の規定に基づき労働者にならうとする者の個人情報を適正に管理するに講じている措置
 二 労働者の募集に関する情報又は労働者にならうとする者に関する情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するためには、いられる主要な事項（当該情報の提供を依頼した者からの当該募集情報等提供事業を行つた者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該決定に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）
 三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

2 法第五十条の規定により、職業紹介事業を行つた場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行つた者（募集情報等提供事業を行つた地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を行う場合における公職業安定期所長は、前項の規定による工場、事業場等の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 公職業安定期所長は、前項の規定による工場、事業場等の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 法第五十四条の規定による工場、事業場等の指導については、職業安定局長又は人材開発統括官の定める計画並びに具体的援助要項に基づき、職業安定組織がこれを行うものとする。
 5 職業安定組織が前項の指導を行うに当たつては、労働争議に入りし、又は労働協約の内容に関与してはならない。

（法第五十五条に関する事項）
第三十二条の五 法第四十三条の七第一項の厚生労働省令で定める者は、第四条第一項に定める者とする。

（法第四十五条に関する事項）
第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式（法第四十五条に規定する事項）

に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。

2 学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合学校（以下この条において「施設」と総称する。）を新たに卒業しようとする者（以下この条において「新規学卒者」という。）を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長（業務分担校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。）に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。

1 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずるとき（厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずるときにおいては、厚生労働大臣が定める場合に限る。）。

2 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働募集人員を減ずるとき（厚生労働大臣が定められたとときにおいては、厚生労働大臣が定めた期間の更新を受けなければならない。）に、これを主たる事務所の所在地に属する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（法第五十条に関する事項）
第三十三条 厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業を行つた者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行つた場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行つた者（募集情報等提供事業を行つた地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を行う場合における公職業安定期所長は、前項の規定による工場、事業場等の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 公職業安定期所長は、前項の規定による工場、事業場等の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 法第五十四条の規定による工場、事業場等の指導については、職業安定局長又は人材開発統括官の定める計画並びに具体的援助要項に基づき、職業安定組織がこれを行うものとする。

5 職業安定組織が前項の指導を行うに当たつては、労働争議に入りし、又は労働協約の内容に関与してはならない。

（法第六十条に関する事項）
第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定め

る都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

一 法第三十二条の三第四項の規定による手数料表の変更命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二 法第三十二条の八第一項（法第三十三条第十四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第十四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第十四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職業紹介事業に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五 法第三十三条の二第一項の規定による許可のうつする都道府県労働局長

六 法第三十六条第一項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第二項の規定による認可のうち当該募集に係るもの、同条第三項の規定による届出の受理のうち当該募集に係るもの、同条第二項の規定による当該許可に係るもの、当該許可に際して行なう法第三十七条第二項の規定による指示並びに法第四十一条第一項の規定による当該許可の取消し及び当該許可に係る募集の業務の停止並びに同条第二項の規定による当該届出に係る募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募

集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長
イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘査して厚生労働大臣の指定する地域を除く。）を募集地域とする募集

（当該業種における労働力の需給の状況等を勘査して厚生労働大臣の指定する業種の所属する事業の事業主が行なうものを除く。）

であって、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（二の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは三十人）未満のもの

七 法第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該特定募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

八 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局」といいう。）

イ 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業施設の主たる事務所又は当該施設に求人の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ロ 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業の職業紹介事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者に求人の申込みを行なう求人の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ハ 劳働者の募集 募集事業所又は募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

六 法第三十三条の二第二項の無料の職業紹介事業の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

七 法第三十三条の二第二項の無料の職業紹介事業の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

八 法第三十三条の二第二項の無料の職業紹介事業の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

九 法第三十三条の二第二項の規定による公表に関する権限 管轄都道府県労働局長

十 法第五十条第一項の規定による報告徴収及び同条第二項の規定による立入検査に関する権限 管轄都道府県労働局長

事業所又は当該者から労働者供給を受けようとする者の当該労働者供給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表に関する権限 管轄都道府県労働局長

九 法第四十八条の三第一項の規定による命令、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表に関する権限 管轄都道府県労働局長

三 法第三十三条の二第八項の規定による通知は、前項第五号に定める都道府県労働局長が行なうものとする。

四 法第四十八条の二、法第四十八条の三及び法第五十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、公共職業安定所長が行なうものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。（法第六十一条に関する事項）

五 法第二十九条第二項の規定並びに第十三条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

六 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときには、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦（家政一般の業務（個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。）、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務（病院等の施設において行われるものに限る。）を行なう者）、配ぜん人（正式の献立による食事提供するホタル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配ぜん、給仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行なう者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び伝達技能を有し、店頭、展示会等において対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行なう者）の職業に係る求職者か

準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

七 法第三章から法第三章の四までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項、第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第二第一項、第四項及び第五項に規定する書類について、一通）を添えて提出しなければならない。

八 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項、第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第二第一項、第四項及び第五項に規定する書類について、一通）を添えて提出しなければならない。

九 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十一 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十二 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十三 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十四 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十五 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十六 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十七 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十八 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

十九 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

二十 法第三章から法第三章の二までの規定及び法第三章の四の規定並びにこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）のうち、法第三十三条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

係る部分は昭和三十年一月二十日から、大三沢公共職業安定所三本木分庁舎に関する改正規定、厚木公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分、福岡公共職業安定所に関する改正規定、香椎公共職業安定所に関する改正規定、熊本公共職業安定所浜町分庁舎に関する改正規定及び国分公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年二月一日から、沼津公共職業安定所御殿場分庁舎に関する改正規定、長崎公共職業安定所瀬戸出張所に関する改正規定及び対島公共職業安定所壱岐出張所に関する改正規定は同年同月十一日から、札幌公共職業安定所琴似分庁舎に関する改正規定、秋田公共職業安定所北浦分庁舎に関する改正規定は同年三月一日から、本次公共職業安定所に関する改正規定は同年同月三日から、それぞれ、適用する。別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項但書の規定により鰐ヶ沢公共職業安定所の管轄区域とされていた青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎、廻堰、尾原、木筒及び野木の区域、二本松公共職業安定所の管轄区域とされたい福島県伊達郡川俣山木屋の区域並びに八幡浜公共職業安定所の管轄区域とされた愛媛県北宇和郡吉田町大字深浦、法華津及び白浦、大本松公共職業安定所北浦分庁舎に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年三月二十五日から、島田公共職業安定所川崎出張所に関する改正規定中位置に係る部分は同年同月二十八日から、江迎公共職業安定所志佐分庁舎に関する改正規定中所在地に係る部分は同年同月三十日から、佐沼公共職業安定所に関する改正規定、宇都宮公共職業安定所雀巣分庁舎及び同公共職業安定所西川田分庁舎に関する改正規定、大垣公共職業安定所揖斐出張所に関する改正規定、浜松公共職業安定所気賀出張所に関する改正規定、多奈川分庁舎に関する改正規定、小野田公共職業安定所船木分庁舎に関する改正規定並びに伊集院公共職業安定所伊作分庁舎に関する改正規定は同年四月一日から、それぞれ、適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項但書の規定により弘前公共職業安定所の管轄区域とされていた青森県北津軽郡板柳町大字畠岡字林崎、飯田、横沢、辻、太田、長野及び深味の区域並びに鰐ヶ沢公共職業安定所の管轄区域とされていた同県同郡市浦村大字十三川原公共職業安定所の管轄区域とする。附 則（昭和三〇年六月一日労働省令第一二号）この省令は、公布の日から施行する。但し、別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項但書の規定により五所川原公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ行橋公共職業安定所八屋分庁舎に関する改正規定は昭和三十年四月十日から、塩釜公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項但書の規定により西大寺公共職業安定所の管轄区域とされた岡山県赤磐郡瀬戸町笠岡、観音寺、宿奥及び菊山の区域、尾道公共職業安定所の管轄区域とされた広島県豊田郡大和町大字萩原、上徳良、下徳良、篠、福田及び藏宗の区域、同公共職業安定所の管轄区域とされた三次公共職業安定所及び庄原公共職業安定所の管轄区域とする。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により二戸公共職業安定所の管轄区域とされた岩手県岩手郡葛巻町田部の区域は、この省令施行の日から盛岡公共職業安定所の管轄区域とする。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により秋田公共職業安定所の管轄区域とされた岐阜県加茂郡八百津町大字錦織及び伊岐津志の区域、閑公共職業安定所の管轄区域とされた秋田県仙北郡協和村大字船戸、船越、相戸、日永及び柿野の区域並びに雲公共職業安定所の管轄区域とされて

いた島根県邑智郡川本町大字新屋及び大家本郷の区域は、この省令施行の日から、それぞれ、大曲公共職業安定所、美濃加茂公共職業安定所、岐阜公共職業安定所及び浜田公共職業安定所の管轄区域とする。

附 則（昭和三〇年八月一日労働省令第一七号）この省令は、公布の日から施行する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により篠ノ井公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ行橋公共職業安定所八屋分庁舎に関する改正規定は昭和三十年四月十日から、塩釜公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により篠ノ井公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ行橋公共職業安定所八屋分庁舎に関する改正規定は昭和三十年四月十日から、塩釜公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により二戸公共職業安定所の管轄区域とされた岩手県岩手郡葛巻町田部の区域は、この省令施行の日から盛岡公共職業安定所の管轄区域とする。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により可部公共職業安定所の管轄区域とされた広島県安芸郡安芸町大字福田及び馬木の区域は、昭和三一年六月一日から、広島公共職業安定所の管轄区域とする。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により可部公共職業安定所の管轄区域とされた広島県安芸郡安芸町大字福田及び馬木の区域は、昭和三一年六月一日から、広島公共職業安定所の管轄区域とする。

4 昭和三十年労働省告示第十九号（職業安定法施行規則第二十四条第一項第十三号の規定により労働大臣が定める職業を指定する告示）は、廃止する。

附 則（昭和三一年五月一日労働省令第一一号）この省令は、公布の日から施行する。ただし、米子公共職業安定所境分庁舎に関する改正規定中所在地に係る部分は、同年四月一日から適用する。

3 昭和二十六年労働省告示第二十三号（常利職業紹介事業を行おうとする者が供託する保証金の額を定める告示）は、廃止する。

4 昭和三十年労働省告示第十九号（職業安定法施行規則第二十四条第一項第十三号の規定により労働大臣が定める職業を指定する告示）は、廃止する。

附 則（昭和三一年五月一日労働省令第一二号）この省令は、公布の日から施行する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により篠ノ井公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ行橋公共職業安定所八屋分庁舎に関する改正規定は昭和三十年四月十日から、塩釜公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により篠ノ井公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ行橋公共職業安定所八屋分庁舎に関する改正規定は昭和三十年四月十日から、塩釜公共職業安定所吉岡分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、平公共職業安定所植田分庁舎に関する改正規定は同年同月二十九日から、それぞれ適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により二戸公共職業安定所の管轄区域とされた岩手県岩手郡葛巻町田部の区域は、この省令施行の日から盛岡公共職業安定所の管轄区域とする。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により可部公共職業安定所の管轄区域とされた広島県安芸郡安芸町大字福田及び馬木の区域は、昭和三一年六月一日から、広島公共職業安定所の管轄区域とする。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により可部公共職業安定所の管轄区域とされた広島県安芸郡安芸町大字福田及び馬木の区域は、昭和三一年六月一日から、広島公共職業安定所の管轄区域とする。

4 昭和三十年労働省告示第十九号（職業安定法施行規則第二十四条第一項第十三号の規定により労働大臣が定める職業を指定する告示）は、廃止する。

附 則（昭和三一年六月一日労働省令第一三号）この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中穴水公共職業安定所に係る部分は、同年二月二十日から適用する。

2 別表中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により秋田公共職業安定所の管轄区域とされた岐阜県加茂郡八百津町大字船戸、船越、相戸、日永及び柿野の区域並びに雲公共職業安定所の管轄区域とされて

いた菊池公共職業安定所に関する改正規定は昭和三十一年九月一日から、高知公共職業安定所後免分庁舎に関する改正規定は同年同月三十日から適用する。

附 則（昭和三二年二月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、大三沢公共職業安定所三本木分庁舎に関する改正規定は、昭和三十一年十月十日から適用する。

2 別表第一中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により伊那公共職業安定所の管轄区域とされた長野県下伊那郡松川町大字上片桐の区域、大町公共職業安定所の管轄区域とされた同県東筑摩郡明科町大字七貴の区域並びに鹿屋公共職業安定所の管轄区域とされた鹿児島県曽於郡輝北町宇平房、上百引及び下百引の区域は、この省令施行の日から、それぞれ、飯田公共職業安定所、松本公共職業安定所及び大隅公共職業安定所の管轄区域とする。

附 則（昭和三二年三月一五日労働省令第二号）抄

1 この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。この各号に掲げる告示は、廃止する。

2 昭和二十六年労働省告示第二十二号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額及び納付の方法を定める告示）

附 則（昭和三二年四月一日労働省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、桜井公共職業安定所の位置に関する改正規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

2 別表第一中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により高崎公共職業安定所の管轄区域とされた群馬県北群馬郡桃井村大字広馬場の区域並びに豊岡公共職業安定所の管轄区域とされた兵庫県養父郡関宮町大字葛畠、別宮、小路頃、川原場、外野、草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定及び大久保の区域は、この省令施行の日から、それぞれ、この省令施行の日から、それぞれ、この省令施行の日から施行する。ただし、木曾川分庁舎の位置に係る部分、同公共職業安定所砂川分庁

渋川公共職業安定所及び八鹿公共職業安定所の管轄区域とする。

附 則（昭和三二年八月一日労働省令第十八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年一二月二三日労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年七月一日労働省令第十五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、鉢路公共職業安定所根室出張所に関する改正規定は昭和三十二年八月一日から、下市公共職業安定所五条分庁舎に関する改正規定は同年十月十五日から、大聖寺公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年一月一日から、長岡公共職業安定所及び柏崎公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十一月一日から、磐田公共職業安定所二俣出張所に関する改正規定中位置に係る部分及び竹原公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十一月三日から、举母公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年一月一日から、それぞれ適用する。

2 別表第一中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により三原公共職業安定所の管轄区域とされた広島県竹原市忠海町の区域並びに尾道公共職業安定所の管轄区域とされた広島県甲府郡甲府町大字小童及び宇賀の区域は、この省令の施行の日から、それぞれ、竹原公共職業安定所及び府中公共職業安定所の管轄区域とする。

附 則（昭和三四年七月一三日労働省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日から適用する。ただし、篠ノ井公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分及び米子公共職業安定所根雨出張所に関する改正規定は、昭和三十四年五月一日から適用す

る。

附 則（昭和三四年七月一〇日労働省令第一六号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年一月五日労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年七月一日労働省令第十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年七月一〇日労働省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年一二月一日労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年一二月一日労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年一二月一日労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

舍に関する改正規定及び羽昨公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年七月一日から、水戸公共職業安定所笠間出張所に関する改正規定及び菊池公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年八月一日から、大三沢公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年九月一日から、二本松公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分、河内柏原公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分、鹿屋公共職業安定所垂水分庁舎に関する改正規定及び熊毛公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十月一日から、矢板公共職業安定所に関する改正規定、春日部公共職業安定所草加出張所に関する改正規定及び新城公共職業安定所に関する改正規定及び新城市公

共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十一月一日から、磐田公共職業安定所二俣出張所に関する改正規定中位置に係る部分及び竹原公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十一月三日から、举母公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年十一月一日から、那賀公共職業安定所に関する改正規定中位置に係る部分は同年五月一日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年五月一六日労働省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年五月一六日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

位置に係る部分及び同公共職業安定所大湊分庁舎に関する改正規定は昭和三十四年九月一日から、高知公共職業安定所後免分庁舎に関する改正規定は昭和三十四年十月一日から、それぞれ、適用する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年五月一六日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年四月一五日労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

うまでの間（港湾労働法施行規則（昭和四十一
年労働省令第六号）第十条の規定による登録換
えが行なわれた場合には、それまでの間）、あ
いりん労働公共職業安定所において取り扱うも
のとする。この場合において、当該日雇港湾労
働者については、あいりん労働公共職業安定所
長は港湾労働法施行規則第五条の登録公共職業
安定所長と、あいりん労働公共職業安定所は同
規則第六条の登録公共職業安定所とみなす。

附 則（昭和四六年六月一九日労働省令第一八号）

1 この省令は、昭和四十六年七月一日から施行
する。

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職の
申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定
所若しくはその長が行なつた处分等は、この省
令による改正後の職業安定法施行規則の規定に
より当該事務が他の公共職業安定所又はその長
において取り扱われることとなつた場合には、
当該公共職業安定所若しくはその長に対して行
なわれ、又は当該公共職業安定所若しくはその
長が行なつたものとみなす。

附 則（昭和四六年九月八日労働省令第二五号）抄

1 この省令は、中高年齢者等の雇用の促進に関
する特別措置法（以下「特別措置法」という。）
の施行の日（昭和四十六年十月一日）から施行
する。

2 この省令の施行の際特別措置法による改正前
の職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一
号。以下「旧職業安定法」という。）第二十七
条第一項の指示を受けている者が同法第二十六
条第二項の就職促進の措置（特別措置法附則第
四条第二項の規定により従前の例によることと
された措置を含む。以下「就職促進の措置」と
いいう。）を受けた間に係る雇用対策法施行規則
第一条第一項の就職指導手当、同規則第二条第一
項の訓練手当及び特定職種訓練受講奨励金並
びに同規則第五条第一項の職場適応訓練費の支
給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際旧職業安定法第二十七条
第一項の認定を受けている失業者（特別措置法
第十二条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を
受けた者を除く。）及び就職促進の措置を受け
終わった者で引き続き誠実かつ熱心に求職活動
をしているもの（公共職業安定所において失業者
の長に対して行なわれた求人若しくは求職活動

する。

附 則（昭和四七年三月三一日労働省令第一九号）抄

1 この省令は、徴収法の施行の日（昭和四十七
年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職の
申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定
所若しくはその長が行なつた处分等は、この省
令による改正後の職業安定法施行規則の規定に
より当該事務が他の公共職業安定所又はその長
において取り扱われることとなつた場合には、
当該公共職業安定所若しくはその長に対して行
なわれ、又は当該公共職業安定所若しくはその
長が行なつたものとみなす。

附 則（昭和四七年五月一五日労働省令第二七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公共の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日労働省令第二一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公共の日から施行する。

附 則（昭和四九年三月二十五日労働省令第八号）

1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行
する。

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職の
申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定
所若しくはその長が行なつた处分等は、この省
令による改正後の職業安定法施行規則の規定に
より当該事務が他の公共職業安定所又はその長
において取り扱われることとなつた場合には、
当該公共職業安定所若しくはその長に対して行
なわれ、又は当該公共職業安定所若しくはその
長が行なつたものとみなす。

附 則（昭和四九年五月一〇日労働省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職の
申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定
所若しくはその長が行なつた处分等は、改正後の職
業安定法施行規則の規定により当該事務が他の
公共職業安定所又はその長において取り扱われ
ることとなつた場合には、当該公共職業安定所
若しくはその長に対して行なわれ、又は当該公共
職業安定所若しくはその長が行なつたものとみな
す。

附 則（昭和四九年八月一日労働省令第二四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和四十九年九月
一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月二十五日労働省令第六号）

1 この省令は、雇用保険法の施行の日（昭和五
十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年三月二九日労働省令第八号）

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行す
る。

附 則（昭和五一年二月二〇日労働省令第三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際に當利職業紹介事業の
許可を受けて保証金を供託している者であつて、
その保証金の額が改正後の職業安定法施行規則
（以下「新規則」という。）第二十四条第一項
について、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職の
申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定
所若しくはその長が行なつた处分等は、この省
令による改正後の職業安定法施行規則の規定に
より当該事務が他の公共職業安定所又はその長
において取り扱われることとなつた場合には、
当該公共職業安定所若しくはその長に対して行
なわれ、又は当該公共職業安定所若しくはその
長が行なつたものとみなす。

附 則（昭和五一年三月二七日労働省令第六号）

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行
する。

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは
その長に対して行なわれた求人若しくは求職活動
する。

附 則（昭和五一年四月一日労働省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に當利職業紹介事業の
許可を受けた者であつてこの省令の施行の際に
許可料を納付していないもの及び同日前に當利
職業紹介事業の許可の申請を行つた者であつて
同日以後に当該許可を受けたものに係る許可料

に対する者を除く。）に係る雇用対策法施行規則
第三条第一項の広域求職活動費、同規則第四条
第一項の移転資金、同規則第六条第一項の帰省
旅費及び同規則第六条の二第二項の労働者住宅
確保奨励金の支給については、なお従前の例に
よる。

附 則（昭和四七年三月三一日労働省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、当該許可の有効期間が満了するまでの間
は、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年五月一〇日労働省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、当該許可の有効期間が満了した場合において、
引き続いて當利職業紹介事業の許可を受けたときは、新規則
第二十四条第七項に規定する額と既に供託した
額との差額を供託しなければならない。

附 則（昭和四八年六月二九日労働省令第二二号）

1 この省令は、昭和四八年七月一日から施行
する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、前例によることとされた者は、当該許可の有
効期間が満了した場合において、引き続いて當
利職業紹介事業の許可を受けたときは、新規則
第二十四条第七項に規定する額と既に供託した
額との差額を供託しなければならない。

附 則（昭和四九年三月二九日労働省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、前例によることとされた者は、当該許可の有
効期間が満了した場合において、引き続いて當
利職業紹介事業の許可を受けたときは、新規則
第二十四条第七項に規定する額と既に供託した
額との差額を供託しなければならない。

附 則（昭和五一年四月一日労働省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、前例によることとされた者は、当該許可の有
効期間が満了した場合において、引き続いて當
利職業紹介事業の許可を受けたときは、新規則
第二十四条第七項に規定する額と既に供託した
額との差額を供託しなければならない。

附 則（昭和五一年五月一〇日労働省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に當利職業紹介事業の許可
を受けた者であつてこの省令の施行の際に許可
料を納付していないもの及びこの省令の施行前
に當利職業紹介事業の許可の申請を行つた者
は、前例によることとされた者は、当該許可の有
効期間が満了した場合において、引き續いて當
利職業紹介事業の許可を受けたときは、新規則
第二十四条第七項に規定する額と既に供託した
額との差額を供託しなければならない。

附 則（昭和五三年四月一日労働省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に當利職業紹介事業の
許可を受けた者であつてこの省令の施行の際に
許可料を納付していないもの及び同日前に當利
職業紹介事業の許可の申請を行つた者であつて
同日以後に当該許可を受けたものに係る許可料

附則（昭和五三年七月一日労働省令第二九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五三年一一月八日労働省令第四五号）	この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。
附則（昭和五四年三月三一日労働省令第一二号）	この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附則（昭和五四年三月三一日労働省令第一号）	この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対し行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後する。
附則（昭和五五年四月一日労働省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五五年六月二日労働省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五五年六月二日労働省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年一月一二日労働省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年一月一二日労働省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五七年六月一日労働省令第一二号）	この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。
附則（昭和五七年六月一日労働省令第一二号）	この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。
附則（昭和五七年六月一日労働省令第一二号）	この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。
附則（昭和五八年二月一二日労働省令第一九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五八年二月一二日労働省令第一九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五九年三月二七日労働省令第一四号）	この省令は、昭和五九年四月一日から施行する。
附則（昭和五九年三月二七日労働省令第一四号）	この省令は、昭和五九年四月一日から施行する。
附則（昭和六一年三月一七日労働省令第七号）	この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。
附則（昭和六一年三月一七日労働省令第七号）	この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。
附則（昭和六二年四月一日労働省令第一三号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年三月二三日労働省令第一四号）	この省令は、昭和六十三年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一茨城県の部及び岡山県の部の改正規定並びに同表広島県の部大竹の項の改正規定中「佐伯郡廿日市町」を「廿日市市」に改める部分及び「佐伯郡」を「廿日市市、佐伯郡」に改める部分について
附則（昭和六一年四月一七日労働省令第二二号）	この省令の施行の日前に鰐ヶ沢、横浜、追浜、名古屋東、広島、三次、可部、大竹若しくは吳東公共職業安定所若しくはその長に対し行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後

の長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われるることとなる場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対しても取扱われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 昭和六十三年四月一日前に下館若しくは西大寺公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六十三年三月三一日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月一三日労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二八日労働省令第六号)

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月三一日労働省令第一〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宮城県の部の改正規定については、平成元年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 平成三年三月三十一日前に名古屋中若しくは仙台公共職業安定所若しくはその長に対しても行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成元年三月二八日労働省令第六号)

1 この省令は、平成元年三月二八日から施行する。

2 この省令の施行の日前に神戸港労働若しくは名古屋港労働公共職業安定所若しくはその長に対しても行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 平成三年三月三十一日前に横浜港労働若しくは仙台公共職業安定所若しくはその長に対しても行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成元年三月二九日労働省令第一八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三年八月一日から施行す

るものとみなす。

は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成元年四月一〇日労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日労働省令第七号)

この省令は、平成二年四月一日から施行す

る。

3 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

寺公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

昭和六十三年四月一日前に下館若しくは西大寺公共職業安定所若しくはその長に対しても取扱われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

寺公共職業安定所若しくはその長に対しても取扱われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成三年九月三〇日労働省令第二二号)

この省令は、平成三年十月一日から施行す

る。

この省令は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行の日(平成四年七月一日)から施行する。

附 則 (平成四年三月三〇日労働省令第六号)

この省令は、平成四年四月一日から施行す

る。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月二九日労働省令第一九号)

この省令は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行の日(平成四年七月一日)から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、平成六年四月一日から施行す

る。

この省令は、別表第一新潟県の部及び熊本県の部の改正規定については同年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、平成六年四月一日から施行す

る。

この省令は、別表第一新潟県の部及び熊本県の部、愛知県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、別表第一新潟県の部及び熊本県の部の改正規定については同年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、別表第一新潟県の部及び熊本県の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一日労働省令第一九号)

この省令は、看護婦等の人材確保の促進に関する法律の施行の日(平成四年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成五年三月一八日労働省令第四号)

この省令は、平成五年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成五年三月一八日労働省令第一号)

この省令は、平成五年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成五年三月一九日労働省令第一七号)

この省令は、平成五年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成五年三月二五日労働省令第六号)

この省令は、平成五年四月一日から施行す

る。

この省令は、平成五年四月一日から施行す

附 則 (平成五年四月一日労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年九月二八日労働省令第三二号)

この省令は、平成五年十月一日から施行す

る。

この省令は、別表第一神奈川県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一八日労働省令第九号)

この省令は、別表第一神奈川県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一八日労働省令第一九号)

この省令は、別表第一神奈川県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一九日労働省令第一七号)

この省令は、平成六年四月一日から施行す

る。

この省令は、別表第一神奈川県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一九日労働省令第一七号)

この省令は、別表第一神奈川県の部、労働職業紹介に関する管轄区域の特例の部及び事務取扱の範囲の部の改正規定については同年三月三十一日から施行する。

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年一一月一日労働省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一一月四日労働省令第五〇号）

この省令は、平成六年十一月六日から施行する。

附 則（平成七年三月三〇日労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

（職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。同年四月一日から施行する。

附 則（平成七年九月一日労働省令第七号）

（平成七年九月二九日労働省令第三八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月二十四日労働省令第二六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成八年八月三〇日労働省令第三四号）

（施行期日）

この省令は、平成八年九月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二八日労働省令第九号）

（施行期日）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二八日労働省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二八日労働省令第二号）

（施行期日）

この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額並びに同日前にした職業紹介に係る改正前の職業安定法施行規則第二十四条第十四項の紹介手

数料の最高額及び徴収手続については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二七日労働省令第十六号）

この省令は、平成九年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一京都府の部の改正規定については、同年四月一日から施行する。

この省令は、平成六年十一月六日から施行する。この省令の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一〇年三月二七日労働省令第一五号）

（施行期日）

この省令は、平成十年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一東京都の部龜戸の項の改正規定については、同年六月一日から施行する。

この省令の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一〇年三月二七日労働省令第一五号）

（施行期日）

この省令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

この省令は、平成十一年十二月一日から施行する。この省令の施行の日前に第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十八条第三項又は第三十二条第一項の規定に基づき許可を受けている者は、この省令の施行の際に第一条の規定による改正後の職業安定法施行規則（以下「新規則」という。）第二十八条第一項の規定に基づき許可を受けている者の省令の施行の日（以下「施行日」という。）に、第一条の規定による改正後の職業安定法施行規則（以下「新規則」という。）第二十八条第一項の規定又は第三十二条第一項の規定に基づき許可を受けた者とみなす。この場合において、新規則第三十二条第三項中「五年」とあるのは三年から職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十一年労働省令第四十五号。以下「改正省令」という。）第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十二条第一項の許可の有効期間又は同条第五項の規定により更新を受けた許可の有効期間のうち改正省令の施行前の期間を除いた期間」とする。

附 則（平成一〇年四月二七日労働省令第二四号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二月二十五日労働省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二月二十五日労働省令第二号）

（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

この省令の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一一年三月三一日労働省令第二三号）

（施行期日）

この省令は、平成十一年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一京都府の部及び兵庫県の部の改正規定については、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月一七日労働省令第二四五号）

（施行期日）

この省令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

この省令の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一二年一月三一日労働省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

は、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に對して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成二二年三月三〇日労働省令第一〇号)

1 この省令は、平成十二年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一埼玉県の部及び愛知県の部の改正規定については、同年四月一日から施行する。

2 別表第一埼玉県の部の改正規定の施行の日前に公共職業安定所若しくはその長に対し行われる求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定法施行規則の規定により当該事務が他の公共職業安定所又はその長において取り扱われることとなつた場合においては、当該公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又は当該公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

附 則 (平成二二年三月三一一日労働省令第一一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前になされた和議開始の申立てに基づきこの省令の施行前又は施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該決定を受け、和議認可の決定の確定のない会社が発行した社債券については、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則第十九条第二項第二号亦中「和議法（大正十一年法律第七十二号）」とあるのは「民事再生法（平成十一年法律第二百四十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）又は民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の和議法」とする。

正前の職業安定法施行規則第十九条第二項第二号亦中「和議法（大正十一年法律第七十二号）」とあるのは「民事再生法（平成十一年法律第二百四十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）又は民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の和議法」とする。

第一条 この中央省庁等改革推進本部令（以下「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（この本部令の効力）

第二条 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための厚生労働省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年厚生労働省令第二号）となるものとする。（委員等の任期に関する経過措置）

第三条 この本部令の施行の日の前日において從前の中核職業安定審議会の委員である者の任期は、職業安定法施行規則第八条第六項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年二月十六日から施行する。

2 この省令の施行の日前にした職業紹介に係る手数料については、なお従前の例による。（委員の任期に関する経過措置）

附 則 (平成一五年一月六日厚生労働省令第一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年二月十六日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。（委員の任期に関する経過措置）

附 則 (平成一五年一一月二十五日厚生労働省令第一七八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一一月二十五日厚生労働省令第一七九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二九日厚生労働省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九七号)

この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

第三条 この省令の施行日の前日において従前の地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会の委員である者の任期は、第四条の規定による改正前の職業安定法施行規則第八条第六項の規定による改正前の職業紹介に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一一月二十五日厚生労働省令第二二三号)

(施行期日)

1 この省令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月一四日厚生労働省令第一一二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年二月十六日から施行する。

2 この省令の施行の日前にした職業紹介に係る手数料については、なお従前の例による。（委員の任期に関する経過措置）

附 則 (平成一五年一一月二十五日厚生労働省令第一一七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。（委員の任期に関する経過措置）

附 則 (平成一五年一一月二十五日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。（委員の任期に関する経過措置）

附 則 (平成一六年三月二九日厚生労働省令第五三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第五条中雇用保険法施行規則第四条第一項の改正規定及び第七条から第九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二九日厚生労働省令第五四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第五条中雇用保険法施行規則第四条第一項の改正規定及び第七条から第九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

の雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令第四条若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十五条の規定による労働者募集報告又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく委託募集等に関する省令第三条の規定による林業労働者募集報告については、なお従前の例による。

附 則

(平成一七年三月七日厚生労働省)

(施行期日) 令第二五号抄

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則

(平成一七年三月三一日厚生労働省)

(施行期日) 省令第六六九号

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

(平成一七年九月三〇日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一五四号抄

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成一九年八月三日厚生労働省)

(施行期日) 令第一〇二号抄

この省令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

ただし、第一条の規定、第二条中雇用対策法施行規則第一条を第一条の四とし、同条の前に三条を加える改正規定(第一条の二及び第一条の三を加える部分に限る)、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定及び同条の次に六条を加える改正規定(第十条から第十三条までに係る部分に限る)、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月一九日厚生労働省)

(施行期日) 省令第四号

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの省令による改正前の職業安定法施行規則(以下「旧規則」という。)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省)

(施行期日)

この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省)

(施行期日) 省令第九七号抄

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一四号

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年八月一〇日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一四号

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一五六号抄

この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一四九号抄

この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一五六号

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一二号

この省令は、平成二十八年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省)

(施行期日) 省令第七二号

この省令は、平成二八年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一三号

この省令は、平成二八年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二十五日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一三一号

この省令は、平成二八年七月二十五日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二五日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一三二号

この省令は、平成二八年七月二五日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二五日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一一三三号

この省令は、平成二八年七月二五日から施行する。

附 則 (平成二八年八月一九日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一四二号

この省令は、平成二八年八月一九日から施行する。

附 則 (平成二八年八月一九日厚生労働省)

(施行期日) 省令第一四二号

この省令は、平成二八年八月一九日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。</p> <p>(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用している書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとのみなす。</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十九年三月三一日厚生労働省令第五四号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用している書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとのみなす。</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十九年三月三一日厚生労働省令第五四号) 抄</p>
---	---

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十九年六月三〇日厚生労働省令第六六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行される。</p> <p>(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十九年六月三〇日厚生労働省令第六六号) 抄</p>
---	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十九年一月一日から施行する。</p> <p>(省令第六六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十九年四月一日から施行される。</p> <p>(省令第六六号) 抄</p>
--	---

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十九年一月一日から施行する。</p> <p>(省令第六六号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十九年四月一日から施行される。</p> <p>(省令第六六号) 抄</p>
--	---

は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年九月一九日厚生労働省
令第四八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第一条中職業安定法施行規則第三十条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一二月二七日厚生労働省
省令第八六六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年五月二九日厚生労働省
令第一〇九号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の職業安定法施行規則附則第五項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則附則第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省
省令第二〇八号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

2 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年一〇月一九日厚生労働省
省令第一七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日厚生労働省
令第九三号）

（施行期日）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年六月二八日厚生労働省
省令第一三一号）

（施行期日）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一〇月二三日厚生労働省
省令第一三二号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

三 期間の定めのな者の求職の申込みを受ける。同一の者に引き続き又は関係雇用主から従事する場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八（免税事業者にあつては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額。

四 同一の者に引き続き又は関係雇用主から従事する場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八（免税事業者にあつては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額。

別表（第二十条関係）		（経過措置）	
3 新安定法第二十四条の八第三項第二号及び第三号に掲げる数の総数に係る情報に関する同項から同条第六項までの規定は、平成三十年度の当該総数に関する情報から適用する。		2 この省令による改正後の職業安定法施行規則（以下「新安定法」という。）第二十四条の八第三項第一号に規定する無期雇用就職者の数の総数に関する情報の提供に関する同項及び同条第四項の規定は、平成三十年度の当該総数に関する情報の提供から適用する。	
（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。		（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	

別表（第二十条関係）		（経過措置）	
3 新安定法第二十四条の八第三項第二号及び第三号に掲げる数の総数に係る情報に関する同項から同条第六項までの規定は、平成三十年度の当該総数に関する情報から適用する。		2 この省令による改正後の職業安定法施行規則（以下「新安定法」という。）第二十四条の八第三項第一号に規定する無期雇用就職者の数の総数に関する情報の提供に関する同項及び同条第四項の規定は、平成三十年度の当該総数に関する情報の提供から適用する。	
（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。		（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	

補題1第1回(2)(論面)

記載範例

1 地域には、記載しないこと。

2 団体名には、名称と代表者の氏名を記載すること。

3 個人名には、氏名と職務を記載すること。

4 様式には、求人者(会員の登録)は複数の場合は複数以降の者を別

に個別記載又は、又は複数者(当該会員の構成員)として複数で記載している者又はこれららの者の名前を(会員の名前)の範囲及び次つてはそれ記載すること。

5 勤務の取扱いには、外に記載した勤務の事項を取扱機関を利用して行う場合のみ

印字して(2)に開示することを記載すること。

日本版規則(59)	
有料圖書登録手帳 有料圖書登録手帳 有料圖書登録手帳 有料圖書登録手帳 有料圖書登録手帳 有料圖書登録手帳	
1 請記-何者多參	
2 姓氏名	
3 本籍地分類手帳(年間)(内) (外)	
区	分
大	中
本籍地分類手帳(年間)(内) (外)に記載した本籍地を改行して記入するときは国外区分を記入	
区	分
大	中
本籍地区分手帳(年間)(内) (外)に記載した本籍地を改行して記入するときは国外区分を記入	
4 編成表(タテ型)に記載する内容	
A	
5 重要用語の説明	
解説	解説
上級	上級
中級	中級
低級	低級
各	各

株式会社(本店)		(日本郵便番号) (郵便番号)
足立区小山町西山 足立区小山町西山		
原生	芳美	大曾根
(ふじみ)		(おとね)
西原 芳美 氏名		
職業:女性(会員登録の場合は、会員登録欄に記入する旨を記入して下さい)		
会員登録		
□	□	□
登録 可	登録 不可	登録 未
(ふじみ)		
西原 芳美 氏名		
電話番号 (例:03-XXXX-XXXX)		
年月日		
登録用印鑑・変更用印鑑		
登録用印鑑・変更用印鑑の内訳		
備考		

様式第3号(裏面)

1. 請出制限料の請求をする場合は、請出中の請出料を請求する旨の文書を提出すること。又は、請出料の支拂いを請求する場合は、支拂い中の「請出制限料」を記載すること。
2. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
3. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
4. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
5. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
6. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
7. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
8. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。
9. 「請出日」は、請出者と受取者の間で請出料の支拂いを約定する日を記載すること。

様式第4号

請出制限料変更申込書		(日本語用語訳付)
(氏名) 姓 年月日		性別
請出日 年月日		
請出料の支拂い方法		
記		
1. 請出日 年月日	2. 請出料の支拂い方法	3. 請出日 年月日
4. 請出日 年月日	5. 請出日 年月日	6. 請出日 年月日
7. 請出日 年月日	8. 請出日 年月日	9. 請出日 年月日

注記: この用語訳付欄があるときは、以下の用語訳付(平成20年版請出制限料)の規定により、部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。
この件の取扱いは、請出料の支拂いを約定する旨の書類に記載して2箇月以内に(部分があつたことを知った日の翌日から起算して2箇月以内に)請出料の支拂いを約定すること。

様式第5号

請出料の支拂い方法		(日本語用語訳付)
(氏名) 姓 年月日		性別
請出日 年月日		
請出料の支拂い方法		
記		
1. 請出日 年月日		
2. 請出日 年月日		
3. 請出日 年月日		
4. 請出日 年月日		
5. 請出日 年月日		
6. 請出日 年月日		
7. 請出日 年月日		
8. 請出日 年月日		
9. 請出日 年月日		

注記: 上記の欄には、請出料の支拂い方法の記載欄と、各欄の許可欄と、下記のとおり有料・無料職業紹介事業を行なう場合の記載欄があります。
会員 単 日 日
厚生労働大臣
(氏名) ㊞

1. 請出日 年月日
2. 請出日 年月日
3. 請出日 年月日
4. 請出日 年月日
5. 請出日 年月日
6. 請出日 年月日
7. 請出日 年月日
8. 請出日 年月日
9. 請出日 年月日

様式第6号(第1面)

請出料の支拂い方法		(日本語用語訳付)
(氏名) 姓 年月日		性別
請出日 年月日		
請出料の支拂い方法		
記		
1. 請出日 年月日		
2. 請出日 年月日		
3. 請出日 年月日		
4. 請出日 年月日		
5. 請出日 年月日		
6. 請出日 年月日		
7. 請出日 年月日		
8. 請出日 年月日		
9. 請出日 年月日		

注記: 1. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
2. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
3. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
4. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
5. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
6. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
7. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
8. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。
9. 請出料の支拂い方法の規定により下記のとおり両方であります。

請出日 年月日	請出日 年月日	請出日 年月日
(氏名) 姓 年月日	(氏名) 姓 年月日	(氏名) 姓 年月日
(会員登録番号)	(会員登録番号)	(会員登録番号)
記	記	記

様式第8号の2（裏面）

様式第8号の3(表面)

様式第8号の3(表面)

(日本農業規格八列4)

登録番号	提出受理番号	年 月 日
※ 詳細記入欄	※ 詳細記入欄	年 月 日

② 姓 名	____		
	性 别 ____		
③ 用 户 號	____		
④ 電 話 編 號	()		
⑤ 代 表 者	姓 名	____	
⑥ 請 將 此 卡 片 填 寫 完 畢 後 交 回 本 局 郵 政 局	年	月	日
⑦ 簡 易 通 信 事 項 請 記 明 確 並 註 明 其 地 點 及 時 間	請 記 明 確 並 註 明 其 地 點 及 時 間	請 記 明 確 並 註 明 其 地 點 及 時 間	請 記 明 確 並 註 明 其 地 點 及 時 間
⑧ 保 存 處	____		

様式第8号の3（裏面）

様式第8号の4 (表面) (日本国税規則A別4)
特定期票等提供事業者登録出
① 年 月 日
厚生労働大臣 殿
② 登出者
税務官定法第4条の2第3項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
記

③ 領出受理番号
④ 名(カタカナ)称
⑤ 本店所在地
⑥ 代表者
⑦ 稽査監督番号
⑧ 取扱い税事務番号
⑨ 变更年月日
⑩ 受理課員名
⑪ 考

様式第8号の4 (裏面)
記載欄
1 ①欄には、提出書を提出する年月日を記載すること。
2 ②欄には、登出者の氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
3 ③欄には、提出の際に交付された領出受理番号を記載すること。
4 ④欄には、登出者の住所を記載すること。
5 ⑤欄には、登出者が税務監査を受ける場合に、監査に当該監査の取扱い税事務番号の許可番号を記載すること。
6 ⑥欄には、提出が遅延となる場合は、監査に当該監査の取扱い税事務番号を記載すること。
7 ⑦欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。
8 ⑧欄には、変更した税事務番号を記載すること。
9 ⑨欄には、提出者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

様式第8号の5 (表面) (日本国税規則A別4)
特定期票等提供事業者登録出
① 年 月 日
厚生労働大臣 殿
② 登出者
税務官定法第4条の2第3項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
記

③ 領出受理番号
④ 名(カタカナ)称
⑤ 本店所在地
⑥ 代表者
⑦ 受理年月日
⑧ 認証課員名
⑨ 考

様式第8号の5 (裏面)
記載欄
1 ①欄には、提出書を提出する年月日を記載すること。
2 ②欄には、登出者の氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
3 ③欄には、提出の際に交付された領出受理番号を記載すること。
4 ④欄には、登出者の住所を記載すること。
5 ⑤欄には、税務監査等特別検査を受ける場合に、監査に当該監査の取扱い税事務番号を記載すること。
6 ⑥欄には、提出が遅延となる場合は、監査に当該監査の取扱い税事務番号を記載すること。
7 ⑦欄には、提出者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

様式第8号の6（第1面）
（日本国税局用紙A4）

特定期制情報等提供事業者届出書

① 年 月 日

年月日

付記

特定期制情報等の各の規定により、下記のとおり事業者届出書を提出します。

② 申出受理番号
④ 名称
⑤ 本店所在地
⑥ 代表者名
⑦ 会員登録番号
⑧ URL

I. 公表項目	
⑨ 提供する北な サービスの名称	⑩ 事業登記簿に登 録された施設の名 称及び所在地
□ 第1号□ 第2号	□ 第3号□ 第4号
□ 第5号□ 第6号	□ 第7号□ 第8号
□ 第9号□ 第10号	□ 第11号□ 第12号
□ 第13号□ 第14号	□ 第15号□ 第16号
□ 第17号□ 第18号	□ 第19号□ 第20号
□ 第21号□ 第22号	□ 第23号□ 第24号
□ 第25号□ 第26号	□ 第27号□ 第28号
□ 第29号□ 第30号	□ 第31号□ 第32号
□ 第33号□ 第34号	□ 第35号□ 第36号
□ 第37号□ 第38号	□ 第39号□ 第40号
□ 第41号□ 第42号	□ 第43号□ 第44号

様式第8号の6（第2面） （日本国税局用紙A4）		
II. お問い合わせの方法		
1. お問い合わせの場合は、下記の情報をご登録して下さい		
⑪ お問い合わせ サービスの名称	⑫ 分割の対象に 関する情報の概要	⑬ 特殊な状況している 場合にかかる情報
□ 第1号□ 第2号	□ 第3号□ 第4号	□ 第5号□ 第6号
□ 第7号□ 第8号	□ 第9号□ 第10号	□ 第11号□ 第12号
□ 第13号□ 第14号	□ 第15号□ 第16号	□ 第17号□ 第18号
□ 第19号□ 第20号	□ 第21号□ 第22号	□ 第23号□ 第24号
□ 第25号□ 第26号	□ 第27号□ 第28号	□ 第29号□ 第30号
□ 第31号□ 第32号	□ 第33号□ 第34号	□ 第35号□ 第36号
□ 第37号□ 第38号	□ 第39号□ 第40号	□ 第41号□ 第42号
□ 第43号□ 第44号	□ 第45号□ 第46号	□ 第47号□ 第48号

⑭ 略歴に沿る説明

2. 受取者にならうとする者に対する情報を変換している場合		
⑮ 受取者にならうとする サービスの名称	⑯ 受取者にならうとする者 に該する情報の 概要	⑰ 受取者にならうとする 者に該する情報の 概要
□ 第1号□ 第2号	□ 第3号□ 第4号	□ 第5号□ 第6号
□ 第7号□ 第8号	□ 第9号□ 第10号	□ 第11号□ 第12号
□ 第13号□ 第14号	□ 第15号□ 第16号	□ 第17号□ 第18号
□ 第19号□ 第20号	□ 第21号□ 第22号	□ 第23号□ 第24号
□ 第25号□ 第26号	□ 第27号□ 第28号	□ 第29号□ 第30号
□ 第31号□ 第32号	□ 第33号□ 第34号	□ 第35号□ 第36号
□ 第37号□ 第38号	□ 第39号□ 第40号	□ 第41号□ 第42号
□ 第43号□ 第44号	□ 第45号□ 第46号	□ 第47号□ 第48号

⑭ 略歴に沿る説明

3. 受取けるサービスの概要		
⑪ お問い合わせする サービスの名称	⑫ サービスの概要	
□ 第1号□ 第2号	□ 第3号□ 第4号	
□ 第5号□ 第6号	□ 第7号□ 第8号	
□ 第9号□ 第10号	□ 第11号□ 第12号	
□ 第13号□ 第14号	□ 第15号□ 第16号	
□ 第17号□ 第18号	□ 第19号□ 第20号	
□ 第21号□ 第22号	□ 第23号□ 第24号	
□ 第25号□ 第26号	□ 第27号□ 第28号	
□ 第29号□ 第30号	□ 第31号□ 第32号	
□ 第33号□ 第34号	□ 第35号□ 第36号	
□ 第37号□ 第38号	□ 第39号□ 第40号	
□ 第41号□ 第42号	□ 第43号□ 第44号	
□ 第45号□ 第46号	□ 第47号□ 第48号	

4. 通知の準備事項に関する事項
<法第45条の第1項の規定に基づく通知事項に該するものに該する事項>
<法第45条の第1項の規定に基づく通知事項に該するものに該する事項>様式第8号の6（第4面）
（日本国税局用紙A4）

<法第45条の第1項の規定に基づく通知事項に該するものに該する事項>

⑩ 法第45条の第1項の規定に基づく通知事項に該するものに該する事項
<法第45条の第1項の規定に基づく通知事項に該するものに該する事項>⑪ 法第45条の第2項の規定に基づき、法律の私法のために整備している体制に関する事項
<法第45条の第2項の規定に基づき、法律の私法のために整備している体制に関する事項>

様式第8号の6(第5面)

記載要項

①欄には、事業概況報告書を提出する年月日を記載すること。

样式第9号(表面)

(日本産業規格B列8)

	官職 氏名	年月日生
	上記の者は、職業安定法第50条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
	年月日	
真		